

事務連絡
平成20年7月9日

関係労働局労働基準部
労災補償課長 殿

労働基準局労災補償部
労災管理課長補佐（企画担当）

費用徴収について

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第31条第1項第3号に基づき、事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故について、その保険給付に要した費用を徴収することとしているところです。この費用徴収については、給付の支給の都度行うこととされていることから、同一の被災者の保険給付について複数件の費用徴収が行われており、一人当たりの費用徴収金額の合計額を把握できておりません。

つきましては、今後の制度見直しの検討資料とするため、下記のとおり調査いただき、お忙しいところ恐縮ですが、平成20年8月15日（金）までにお送りいただきますようお願いします。

なお、本調査については、貴職において実施願います。

記

1 調査対象

平成16年度において、労災保険法第31条第1項第3号に基づく費用徴収を新規に1件以上実施した局

2 調査事項

平成16年度に新規に実施した労災保険法第31条第1項第3号に基づく費用徴収について、平成16年度から平成18年度までの3年間における1件あたりの費用徴収額の合計額及び費用徴収の対象となった保険給付の種類を、新規対象者ごとに提出願います（記入例参照）。

なお、複数の新規対象者が、同一の事業場に所属している場合は、その旨備考欄に注記願います。

<連絡先>厚生労働省労災補償部労災管理課法規係
山口、松野、渡辺

TEL：03-5253-1111（内線5438、5439）

(記入例)

	一人当たりの徴収総額 (3年間合計)	保険給付の種類	備 考
1	円	遺族補償給付、葬祭料	
2	円	休業補償給付	1 と同一の事業場
3	円	休業補償給付	